

平成26年12月14日執行  
**福島県 衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報**  
 第5区 福島県選挙管理委員会

**吉田泉3つの主張**

おられる「一強」体制を打破し、時代に合った政治を行います

●行き詰まってきたアベノミクスの幕引き  
 ●人口減少・定常経済時代にふさわしい社会経済政策への切り替え

引き続き福島の復興再生に最優先で取り組みます

●避難中の方々の生活と心身に対する丁寧なケア  
 ●被災や線量に応じたきめ細かい公平な復興

一歩一歩漸進主義の政権運営を目指します

●エネルギーや貿易政策は大きな方針に沿って一歩ずつ  
 ●隙間のない自衛の仕組みの冷静な構築

略歴  
 1949年、いわき市出身。平二小、平三中、磐城高校、東大卒。石川島播磨重工業(株)、いわき市議、衆議院議員4期、財務大臣政務官、復興大臣政務官、復興副大臣、現 民主党国会対策副委員長・福島県連代表

信条  
 一 言ったことはやる、うまくいかなかったら、やり直す。  
 二 肩書きで人を見ない。  
 三 ピンチとチャンスは、裏腹だ。

民主党 比例代表も民主党へ。



民主党公認 (福島県第五区)  
**吉田泉**  
 よしだ いずみ  
 65歳

**おられる「強」にNO!**  
**福島復興、着実に。**

**私の決意**

○不思議なタイミングでの解散となりました。いかに総理の専横事項といえども「大義なき・疑惑リセット・身勝手な解散」と言わざるを得ません。安易な解散が積み重なって一年半に一回のペースで国政選挙が行われています。長期的な視点に立った政策が決められません。その結果が1000兆円の国・地方の借金です。

○この借金に我が国の大きなリスクがあります。その対策としての消費税増税です。経済状況を見て時期をずらすというなら、国会で法律改正の審議をすれば済むことです。それを問う解散など筋違いと思います。

○一方、最優先課題である福島復興も、3年余りで積み上げてきた様々な基本計画に則り、着実に進めるべき課題です。こんなタイミングで700億円もかける解散はプラスになりません。

○しかしながら民意は問われることになりました。我々野党は、定数削減などの約束を守らない、おられる「一強」体制を打破し、国民生活にマイナスをもたらしつつあるアベノミクスの幕引きを目指して、連携を深めながら、全力で戦います。更なるご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。



福島県第五区  
 自民党公認  
**吉野まさよし**  
 よしの

平成23年3月11日の東日本大震災から、私たちのふるさと福島県第五区を取り巻く状況は二変し、未だに地震・津波による被災、東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害の真の真中にあります。

この震災以降、私は、いわき市内や双葉郡の皆さんの避難先を限らず歩き、被災された皆様の声を拝聴し、東日本大震災復興特別委員会委員、環境委員長、原子力問題調査特別委員長として二日も早い復興に向けて奮闘してきました。

私は、これからは被災地出身の国会議員として、更なる復興のスピードアップを図り、一日も早いふるさと福島県の再生のために心血を注いでまいります。

**力強い復興**

吉野まさよし6期目に挑戦!

- 震災復興の更なるスピードアップ
- 震災地域への復興財源の確保
- 医師、介護職等を確保し、安心して暮らせる医療体制の整備
- 農林水産物をはじめ観光産業などの風評被害対策の推進
- 最先端ロボット研究・開発拠点の実現
- 安心して子育てできる支援体制の充実
- 福島県内すべての原発の廃炉
- 除染の徹底と中間貯蔵施設の建設促進

私の略歴  
 昭和四十六年 早稲田大学第二商学部卒業  
 昭和六十二年 福島県議会議員(初当選)(二期十二年在職)  
 平成十二年 衆議院議員(初当選)(以来、五期連続当選)  
 平成十七年 文部科学大臣政務官  
 平成十八年 自由民主党 法務部会長  
 平成二十年 環境副大臣(福田内閣(麻生内閣))  
 平成二十三年 衆議院 東日本大震災復興特別委員会委員  
 平成二十四年 衆議院 環境委員長  
 平成二十六年 衆議院 原子力問題調査特別委員会委員  
 衆議院 決算行政監視委員会委員  
 プロフィール  
 ○昭和二十二年いわき市に生まれる  
 ○現住所 いわき市植田町  
 ○座右の銘 初心不可忘  
 ○趣味 読書 山歩き

比例代表も自民党へ

安倍政権の**暴走ストップ!** 力合わせて**政治を変えましょう**



日本共産党  
**高田えいおく**  
 たかみ

消費税増税、集団的自衛権、原発再稼働  
 国民世論にそぐわない暴走をストップさせ、安倍政権に無視の政治がゆきつづいたあけくの衆院解散です。この2年間の暴走をストップさせ、政治を変える絶好のチャンスがやってきました。

「対決・対案・共同」——日本共産党は、安倍政権と正面から対決し、あらゆる問題で対案を提示し、国民と共同して政治を動かすためにがんばります。

**原発**  
 「原発ゼロの日本へ」  
 再稼働ストップ

**「オール福島」の声を国政へ**  
 県内原発全廃、再稼働反対、全面賠償実現、除染の促進、健康を守る医療制度創設

**消費税10%**  
 「先送り」でなくキッパリ中止  
 「消費税に頼らない別の道」を  
 今の景気悪化は、8%への増税を強行したことによる増税不況です。増税を決めた自民・公明・民主にきびしい審判を下しましょう。

**財源は**  
 ●富裕層と大企業に成分の負担を求める  
 ●大企業の内部留保を活用し、国民の所得増で税収を増やす  
 ●消費税に頼らなくても、社会保障充実と財政再建は可能です。

**アベノミクス**  
 「格差拡大」の暴走ストップ  
 くらし第二で経済をたてなおす

アベノミクスがもたらしたのは、格差拡大と景気の悪化だけ。日本共産党は、くらし第一で経済を立て直す政策への切り替えを提案します。

①人間らしく働ける雇用のルールを  
 ②社会保障——切り捨てから充実へ  
 ③TPP撤退、農業と中小企業の振興を

**集団的自衛権**  
 「戦争する国」づくり許さない  
 憲法9条生かした平和外交を  
 海外の戦争に若者を送るな、集団的自衛権の閣議決定を撤回せよ。国民の目、耳、口を大きく秘密保護法を撤廃せよ。——総選挙でハッキリ審判を下しましょう。

「政治とカネ」——清潔な力で疑惑を追及  
 企業・団体献金の禁止。政党助成金の廃止を

比例代表は  
**日本共産党と**  
 お書きください  
 (個人名は無効)

日本共産党のホームページをごらんください。アドレスは  
<http://www.jcp.or.jp>

投票日に投票できない方は、**期日前投票制度** 又は **不在者投票制度** を利用しましょう。



**衆議院議員総選挙 12月14日(日)投票日**

※避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

この選挙公報は、候補者から法定期限内に提出された原稿をそのまま写真にとり、印刷したものです。候補者等が選挙公報を印刷して頒布すること等は、選挙運動用文書図画の規制等の規定に抵触するおそれがあります。

# 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 投票日12月14日(日)

## 投票日に投票できない方は、

期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう!!  
避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

- 期 間／衆議院議員総選挙 **12月3日(水)～12月13日(土)**  
国民審査 **12月7日(日)～12月13日(土)**

衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票・不在者投票開始時期が異なるため、12月7日(日)以降でないと、両方の投票を一度に行えませんので注意してください。

- 時 間／**8:30～20:00** (※一部、異なる場合があります)

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

- 場 所／期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所  
不在者投票：滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会

- 手続き／期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します  
(ただし、宣誓書の記載が必要となります)  
不在者投票：以下の手続きにより投票してください

### 1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください(メールやFAXでの請求はできません)。

※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

### 2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒(投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書)を受け取ってください。

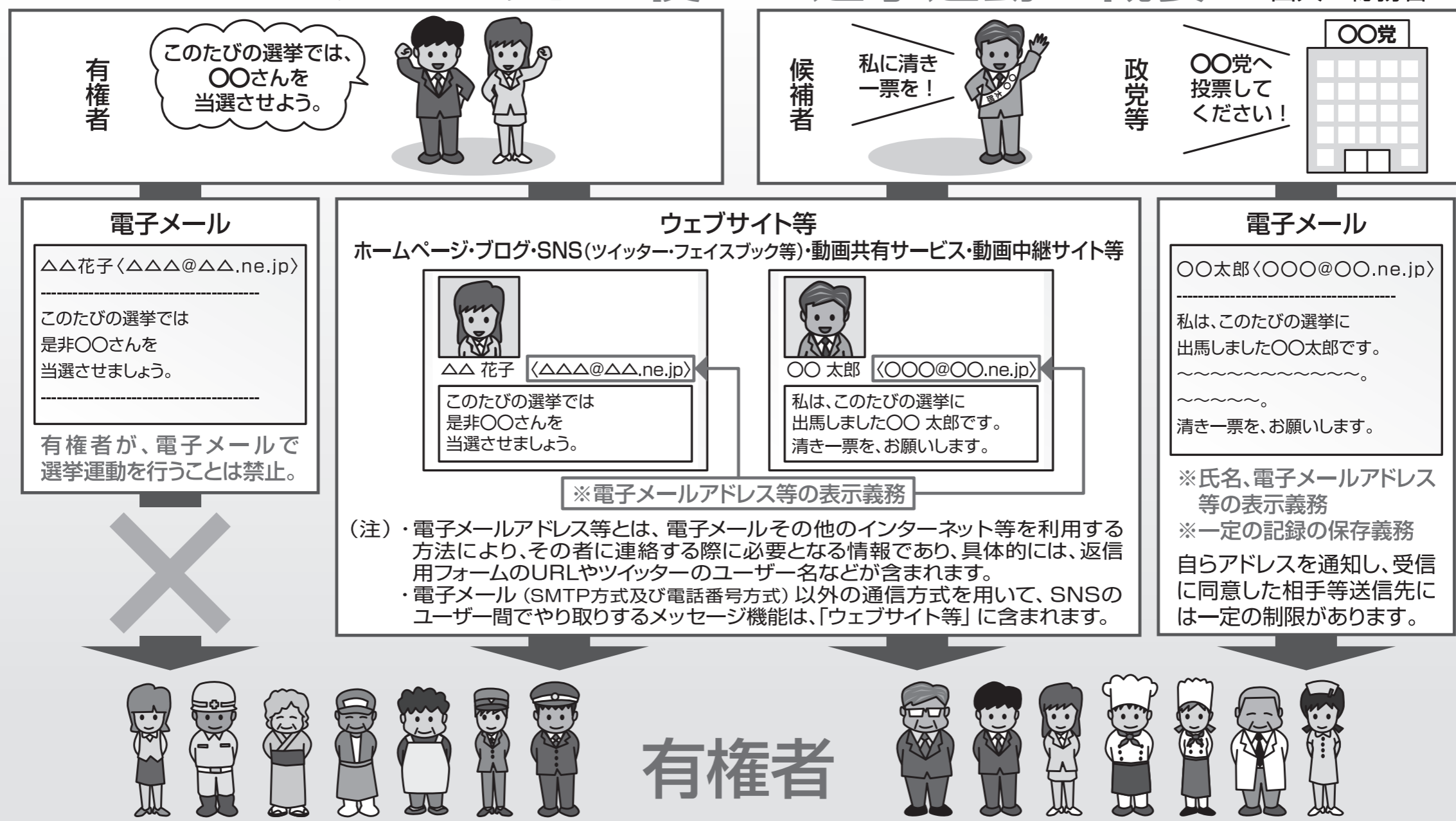
【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしな~~い~~てください。投票ができなくなります。

### 3 滞在地(避難先)の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会で投票してください。滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

## インターネットを使った選挙運動の概要

～ 出典：総務省 ～



期日前・不在者投票及びインターネット選挙運動の詳細については、県選挙管理委員会又は最寄りの各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。